

○厚生労働省告示第三十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和元年六月十八日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 四―アミノ―一〇―メチル葉酸 (別名メトトレキサート) 及びその製剤 (ただし、二・〇mg錠剤及び二・〇mgカプセル製剤であつて次に掲げる疾病に用いられるものを除く。)</p> <p>イ 関節リウマチ</p> <p>ロ 局所療法で効果不十分な尋常性乾癬</p> <p>ハ 関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症</p> <p>ニ 関節症状を伴う若年性特発性関節炎</p> <p>二十二〇九十七 (略)</p> <p>九十八 N―〔五―〕〔三・五―ジフルオロフェニル〕メチル― 一H―インダゾール―三―イル―四― (四―メチルピペラジン ―一―イル)―二― (オキサソール―四―イル) アミノ〕ベンズア ミド (別名エヌトレクチニブ) 及びその製剤</p> <p>九十九〇百三十三 (略)</p> <p>百三十四 ネシツムマブ及びその製剤</p> <p>百三十五〇百四十九 (略)</p> <p>百五十 一― (五―tert―ブチル―一・二―オキサゾール―三 ―イル)―三― (四―一七―)〔二― (モルホリン―四―イル)エ トキシ〕イミダゾ〔二・一―b〕〔一・三〕ベンゾチアゾール― 二―イル〕フェニル) 尿素 (別名キザルチニブ)、その塩類及び それらの製剤</p> <p>百五十一〇百六十二 (略)</p> <p>百六十三 ベバシズマブ (遺伝子組換え)〔ベバシズマブ後続一〕 及びその製剤</p>	<p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 四―アミノ―一〇―メチル葉酸 (別名メトトレキサート) 及びその製剤 (ただし、次に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 二・〇mg錠剤であつて関節リウマチ及び関節症状を伴う若年性特発性関節炎に用いられるもの</p> <p>ロ 二・〇mgカプセル製剤であつて次に掲げる疾病に用いられるもの</p> <p>(1) 関節リウマチ</p> <p>(2) 局所療法で効果不十分な尋常性乾癬</p> <p>(3) 関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症</p> <p>(4) 関節症状を伴う若年性特発性関節炎</p> <p>二十二〇九十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九十八〇百三十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百三十三〇百四十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百四十八〇百五十九 (略)</p> <p>(新設)</p>

百六十四～二百三  
(略)

百六十～百九十九  
(略)